

(記 入 例)

【記入例の設定要件】

◇助成事業者の決算月 が「12月」の場合

○今回納付対象期間 : 平成29年1月～平成29年12月(29年度決算)

- ・ 助成事業期間 : 平成26年7月1日～平成27年3月15日(26年度採択)
※「助成期間が終了した日の属する事業者自らの事業年度」→ 平成27年度
- ・ 納付対象期間 : 「平成27年1月～12月」期(28年度報告[27年度実績])～
「平成31年1月～12月」期(32年度報告[31年度実績])の5年間
※「納付対象期間」→助成事業が終了した日の属する事業者自らの事業年度から5年間
- ・ A「助成金」 : 300万円(税抜)
(助成対象事業費 500万円、うち自己負担200万円 いずれも税込)
- ・ B「新たな従業員」 : 助成事業の企業化等のために、㊦平成29年8月1日から平成29年12月31日までアルバイトを1名(賃金額計96万円)雇用し、助成事業に100%従事。㊧平成29年4月1日から正規従業員を1名(賃金額計576万円)雇用し、助成事業に25%従事。 → 別紙「補助表1」参照
- ・ D「助成事業に係る当該年度収益」 : 150万円
※平成29年1月～12月における助成事業の企業化等による収益

※「助成事業の企業化等による収益」を計算いただくもので、御社(事業者)全体の収益を対象とするものではありません。(「助成事業の企業化等に係る収入及び支出を抽出、按分等して、計算してください。)

※助成金の交付を2回以上受けている助成事業者にあつては、助成事業ごとに算定してください。
- ・ F「助成事業に係る当該年度までの支出総額」 : 5,000万円
※本報告の事業年度までに助成事業の企業化に係る費用として支出されたすべての経費実績報告書に記載いただいた対象経費のみではなく、その間の対象外経費等も含む。
- ・ H「前年度までの納付額累計」 : なし(0円)

(記 入 例)

(様式1)

平成 年 月 日

公益財団法人京都産業21 理事長 様

所 在 地
名 称(法人名)
代表者職・氏名

印

きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業に係る収益状況報告書

平成26年7月**日付けで交付決定を受けた上記事業に係る平成29年1月から平成29年 12月期の収益状況について、下記のとおり報告します。

記

1 別表1による算定

(平成25年度以前の助成事業に係る助成事業者で、別表2による算定を選択する場合は、記入不要です。)

(単位:円)

助成金確定額 (A)	助成事業に係る 新たな従業員等 の賃金総額 (B)	左欄の賃金総額 の2分の1 (b)	納付累計 上限額 (C)	助成事業に係る 当該年度 収益額 (D)
	「別紙」参照		A-b	J-K
3,000,000	2,400,000	1,200,000	1,800,000	1,500,000

控除額 (E)	助成事業に係る 当該年度までの 支出総額 (F)	基準納付額 (G)	前年度までの 納付額累計 (財産処分によ る納付を含む) (H)	納付額 (Y)
Lの1/5	「別紙」参照	$(D-E) \times A/F$		下記参照
1,000,000	50,000,000	30,000	0	30,000

助成事業に係る 当該年度収入額 (J)	F内の当該年度 支出 (K)	助成対象経費 (L)
	「別紙」参照	実績報告書記載額
31,500,000	30,000,000	5,000,000

(記 入 例)

(注意事項)

- 1 助成金の交付を2回以上受けている助成事業者にあつては、助成事業ごとに算定すること。
- 2 **B「助成事業に係る新たな従業員等の賃金総額」**：「助成事業並びに助成事業の実施結果の企業化、産業財産権等の譲渡若しくは実施権の設定又は、その他助成事業の実施結果の他への供与」(以下「助成事業の企業化等」という。)のために、新たに雇用した者全員の当該年度(毎年¹の報告対象である事業年度。以下同じ。)まで(当該年度を含む。)の賃金の合計額をいう。

なお、「助成事業の企業化等のために新たに雇用した者」とは、助成事業の交付決定日(事前着手が行われた場合は、着手日)以降において、助成事業の企業化等のために「新たに雇用された者で、雇用の形態、人数、雇用期間等に関わらず、助成事業の企業化等に²従事している者」をいう。→別紙「補助表1」参照
- 3 **C「納付累計上限額」**：「助成金確定額(A)」から「助成事業に係る新たな従業員等の賃金総額(B)」の2分の1(ただし1円未満切り捨て)である(b)を差し引いた額をいう。(A-b)
- 4 **D「助成事業に係る当該年度収益額」**：助成事業の企業化等による当該年度の総収入額(J)から総収入を得るに要した総支出額(製造原価、販売管理費等)(K)を差し引いた額をいう。(D=J-K)
- 5 **E「控除額」**：助成対象経費に消費税を加えた額(実績報告書中の収支決算書(交付要領様式第7号の2)の支出内訳書の合計の額)(L)を5(年)で除した額をいう。(ただし1円未満切り捨て)
- 6 **F「助成事業に係る当該年度までの支出総額」**：当該年度まで(当該年度を含む。)に助成事業の企業化等に係る費用として支出された全ての経費(助成事業に係る全経費を含む。)をいう。→別紙「補助表2」参照
- 7 **G「基準納付額」**：「助成事業に係る当該年度収益額:D」から「控除額:E」を差し引いた額に、「助成金確定額:A」を乗じ、「助成事業に係る当該年度までの支出総額:F」で除し、1円未満を切り捨てた額をいう。(G=(D-E)A/F)
- 8 **H「前年度までの納付額累計(財産処分を含む)」**：当該年度の前年度までの収益に伴う納付金の累計及び交付要領第17条に基づく財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- 9 **K「F内の当該年度支出」**：F「助成事業に係る当該年度までの支出総額」(補助表2)のうち、当該年度に支出した支出額をいう。
- 10 **L「助成対象経費」**：助成金採択を受けた年度に実績報告書で報告した総事業費をいう。
- 11 **Y「納付額」**：「基準納付額(G)」、「前年度までの納付額累計(H)」及び「減額後の納付額の上限額(C)」との比較により、以下のとおりとなる。

- ① C ≥ G + H の場合 Y = G
- ② G + H > C > H の場合 Y = C - H
- ③ C ≤ H の場合 Y = 0
- ③ C = H 又は C ≤ 0 の場合 Y = 0

(記 入 例)

2 別表2による算定

2 平成25年度以前の助成事業に係る助成事業者で、別表2による算定を選択する場合
 (別表1による算定を行う助成事業者は、記入不要です。)

(単位:円)

助成金確定額 (A)	助成金確定額の3分の1 (納付累計上限額) (a)	助成事業に係る 当該年度 収益額 (D)	基準納付額 (g)	前年度までの 納付額累計 (財産処分による 納付を含む) (h)	納付額 (y)
	$A \div 3$	J-K	$D \times 2 / 100$		下記参照
3,000,000	1,000,000	1,500,000	30,000	0	30,000

助成事業に係る 当該年度 収入額 (J)	F内の当該年度 支出 (K)
	「別紙」参照
31,500,000	30,000,000

(注意事項)

- 助成金の交付を2回以上受けている助成事業者にあつては、助成事業ごとに算定すること。
- a「助成金確定額の3分の1(納付累計上限額)」：「助成金確定額(A)」を3で除し、1円未満を切り捨てた額をいう。
- D「助成事業に係る当該年度収益額」：助成事業の企業化等による当該年度の総収入額(J)から総収入を得るに要した総支出額(製造原価、販売管理費等)(K)を差し引いた額をいう。
 $(D=J-K)$
- g「基準納付額」：「助成事業に係る当該年度収益額(D)」(ただし、100万円以上の場合に限る。)に2/100を乗じ、1円未満を切り捨てた額をいう。 $D \times 2 / 100$
 $D < 100$ 万円の場合 $g=0$
 $D \geq 100$ 万円の場合 $g=D \times 2 / 100$ (1円未満切り捨て)
- h「前年度までの納付額累計(財産処分による納付を含む)」：当該年度の前年度までの収益に伴う納付金の累計及び交付要領第17条に基づく財産処分に伴う納付金の合計額をいう。
- y「納付額」：「基準納付額(g)」、「前年度までの納付額累計(h)」及び「助成金確定額の3分の1(納付累計上限額)(a)」との比較により、以下のとおりとなる。
 - $a \geq g+h$ の場合 $y=g$
 - $g+h > a > h$ の場合 $y=a-h$
 - $a=h$ の場合 $y=0$

◆参考 「きょうと元気な地域づくり応援ファンド支援事業助成金交付要領」
 (財産処分の制限)
 第17条 助成事業者は、財団が定める期間内に、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を助成金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保の用に供しようとするときは、財団の承認を得なければならない。
 2 財団は、前項の承認を受けた助成事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができる。

(記 入 例)

(別紙)

(別表1関係)

補助表1 「助成事業に係る新たな従業員等の賃金総額」(B)

雇用期間 ※1 (年 月 日～年 月 日)	氏名 (正規・パート・アルバイト等)	賃金 ※2 α (円)	ファンド事業従事 割合 β (%)	ファンド関係賃金 ※3 (円)
H29年8月1日～12月31日	〇〇〇〇(パート)	960,000	100	960,000
H29年4月1日～12月31日	△△△△(正社員)	5,760,000	25	1,440,000
計=(B)				2,400,000

※採用年月日と雇用が終了した日(報告対象事業年度の決算日時点で継続雇用されている場合は、決算日)を記入してください(ファンド事業開始前から採用されている従業員等は、対象になりませんのでご注意ください)。

※対象となる従業員の採用日以降の賃金台帳に記載された賃金の合計

※「助成事業の企業化等」以外の業務と兼務されている場合は、従事量により按分してください。
 $\alpha \times \beta \div 100$

※複数回採択の場合は、同一従業員等を重複して計上することはできません。
 (事業内容が連続する場合には、重複する部分は助成金比率で按分)

(別表1・2関係)

補助表2 「助成事業に係る当該年度までの支出総額」(F)

(単位:円)

期間	金額
H26年7月～H26年12月	3,000,000
H27年1月～H27年12月	7,000,000
H28年1月～H28年12月	10,000,000
H29年1月～H29年12月	30,000,000
合計	50,000,000

(K) F (支出総額)のうち、当該年度の支出額がK
 →今期は30,000,000円

※当該年度まで(当該年度を含む。)に助成事業の企業化等に係る費用として支出された全ての経費(助成事業に係る全経費を含む。)を事業者年度ごとに記載してください。